

国債取引の決済期間の短縮化に伴う国債店頭取引清算業務に係る制度要綱

2014年11月26日

2015年5月27日改定

株式会社日本証券クリアリング機構

I. はじめに

- 日本証券業協会の「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」では、決済期間の短縮（アウトライト・SCレポ：T+1、GCレポ：T+0）化の実現に向けた検討を経て、GCレポ取引に関し、個別銘柄を特定せずバスケット（複数の銘柄の集合体）単位で約定し、スタート決済の直前に国債の渡方の在庫から個別銘柄の割当てを行う方式による取引（以下「銘柄後決めレポ取引」という。）の導入を含めた「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」を取りまとめた。
- 本制度要綱は、国債取引の決済期間の短縮化に伴う国債店頭取引清算業務における制度変更の概要を取りまとめたものである。なお、本制度要綱の内容のうち、株式会社証券保管振替機構及び証券コード協議会に関連する部分については、各機関の同意を得られることが前提となる。

II. 銘柄後決めレポ取引の導入

項目	内容	備考
1. 清算対象取引		
(1) 対象商品	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄後決めレポ取引の対象とする金融商品は、日本国債（物価連動国債及び個人向け国債を除く。）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の国債店頭取引清算業務と同様。
(2) 対象取引	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄後決めレポ取引の対象とする取引は、現先取引のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 当社が別に定めるバスケットを指定した取引であること。 b 債務引受けの申込みが約定日の午前7時から午後2時までに行われた場合は、スタート決済日が約定日であること。債務引受けの申込みが約定日の午後2時から約定日翌日（休業日にあたる場合は順次繰り下げる。以下同じ。）の午後2時 	<ul style="list-style-type: none"> 現金担保付債券貸借取引については、銘柄後決め方式を導入しない。 a・b・e・jを除き、現行の国債店頭取引清算業務と同様。

項目	内容	備考
<p>(3) バスケット</p> <p>2. 債務引受け</p> <p>(1) 債務引受けの申込み</p>	<p>まで行われた場合は、スタート決済日が約定日の翌日であること。</p> <p>c エンド決済日が約定日の1年後の応当日までに到来すること。</p> <p>d 約定時点でエンド決済日が確定していること。</p> <p>e スタート受渡金額が1,000万円の整数倍であること。</p> <p>f スタート受渡金額及びエンド受渡金額が10兆円未満であること。</p> <p>g 利含み現先取引であること。</p> <p>h リプライシングを行わない取引であること。</p> <p>i ヘアカットを適用しない取引であること。</p> <p>j 信託勘定を当事者とする取引の場合には、ファンドコードが特定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、銘柄後決めレポ取引において割当対象とする銘柄（以下「割当対象銘柄」という。）の範囲を特定するバスケットを設定する。 ・ バスケットの内容は定期的に見直しを行う。 ・ バスケットの銘柄コードは、I S I Nコード及び公社債銘柄コードとする。 ・ 当社は、バスケットに含まれる割当対象銘柄の異動情報を開示する。 <p>・ 当社の国債店頭取引清算業務における清算参加者（以下「清算参加者」という。）は、銘柄後決めレポ取引について、当社が定める方法により、当社に対して債務引受けの申込みを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、以下の事項を内容として債務引受けの申込み行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスケットの設定及び見直しは、諮問委員会への諮問事項とする。 ・ 具体的な見直し頻度や手続は、別途検討する。 ・ コードの具体的な取扱いは、証券コード協議会と協議を行う。 ・ 具体的なバスケットの内容は、別紙1参照。 ・ 新たな清算資格は設けない。 ・ 当社が定める方法は、株式会社証券保管振替機構の決済照合システムによる方法とする（現行の国債店頭取引清算業務と同様）。 ・ 債務引受けの申込みは、代理人を通じて行うことができる（現行の国債店頭取引清算業務と同様）。 ・ c・eを除き、現行の国債店頭取

項目	内容	備考																
(2) 債務引受け	<p>a 渡方清算参加者及び受方清算参加者の名称</p> <p>b 渡方清算参加者及び受方清算参加者のネットイング口座</p> <p>c 対象取引に係るファンドコード(信託口であるネットイング口座に係る取引の場合)</p> <p>d 約定日</p> <p>e バスケット</p> <p>f スタート受渡金額及びエンド受渡金額</p> <p>g スタート決済日及びエンド決済日</p> <p>h 有価証券等清算取次ぎである場合はその旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務引受けの申込開始時刻、申込時限及び債務引受けの時期は以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="539 730 1529 1078"> <thead> <tr> <th></th> <th>1回目</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申込開始時刻</td> <td>前日(休業日にあたる場合は順次繰り上げる。以下同じ。)午後2時</td> <td>当日午前7時</td> <td>当日午前11時</td> </tr> <tr> <td>申込時限</td> <td>前日午後9時</td> <td>当日午前11時</td> <td>当日午後2時</td> </tr> <tr> <td>債務引受けの時期</td> <td>当日午前7時</td> <td>当日午前11時</td> <td>当日午後2時</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、清算参加者から債務引受けの申込みが行われた場合、対象取引ごとに次に掲げる債務について債務引受けを行う。この場合において、次のa及びbを「スタート債務」といい、次のc及びdを「エンド債務」という。 <ul style="list-style-type: none"> a 受方清算参加者が渡方清算参加者に対して負担するスタート決済日におけるスタート受渡金額の支払債務 b 渡方清算参加者が受方清算参加者に対して負担するスタート決済日におけるスタート受渡金額に相当するものとして当社が後刻別に定める銘柄及び数量の国債(以下「割当国債」という。)の引渡債務 		1回目	2回目	3回目	申込開始時刻	前日(休業日にあたる場合は順次繰り上げる。以下同じ。)午後2時	当日午前7時	当日午前11時	申込時限	前日午後9時	当日午前11時	当日午後2時	債務引受けの時期	当日午前7時	当日午前11時	当日午後2時	<p>引清算業務と同様(現行申込事項としている国債の個別銘柄及び数量は申込事項にはならない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の時限を含むタイムスケジュールについては、参加者接続テストの状況等を踏まえて必要に応じて見直しを検討する。
		1回目	2回目	3回目														
申込開始時刻	前日(休業日にあたる場合は順次繰り上げる。以下同じ。)午後2時	当日午前7時	当日午前11時															
申込時限	前日午後9時	当日午前11時	当日午後2時															
債務引受けの時期	当日午前7時	当日午前11時	当日午後2時															

項目	内容	備考
<p>(3) Unwind 及び Rewind に係る債務負担</p> <p>3. バスケットネットティング</p>	<p>c 渡方清算参加者が受方清算参加者に対して負担するエンド決済日におけるエンド受渡金額の支払債務</p> <p>d 受方清算参加者が渡方清算参加者に対して負担するエンド決済日における割当国債の引渡債務</p> <p>・ 上記(2)の債務引受けと同時に、当該債務引受けの対象取引に関し、次に定める債務が当社と清算参加者との間で成立するものとする。この場合において、次のa～dをUnwind債務といい、次のe～hをRewind債務という。</p> <p>a スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日(休業日を除く。以下同じ。)において渡方清算参加者が当社に対しスタート受渡金額相当額の金銭を支払う債務</p> <p>b スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において当社が受方清算参加者に対しスタート受渡金額相当額の金銭を支払う債務</p> <p>c スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において受方清算参加者が当社に対し割当国債を引き渡す債務</p> <p>d スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において当社が渡方清算参加者に割当国債を引き渡す債務</p> <p>e スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において受方清算参加者が当社に対しスタート受渡金額相当額の金銭を支払う債務</p> <p>f スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において当社が渡方清算参加者に対しスタート受渡金額相当額の金銭を支払う債務</p> <p>g スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において渡方清算参加者が当社に対し割当国債を引き渡す債務</p> <p>h スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において当社が受方清算参加者に対し割当国債を引き渡す債務</p> <p>・ 銘柄後決めレポ取引に係る債務引受け並びにUnwind及びRewindに係る債務負担が行われる都度、次に掲げる債務ごとに、バスケット及び決済日(当該債務を履行すべき日をいう。)を同一とする債務(既に銘柄が決定された割当国債の引渡債務及びそれに対応する金銭支払債務を除く。)について、それぞれネットティング</p>	<p>・ オーバーナイト取引については、Unwind及びRewindに係る債務負担は発生しない。</p> <p>・ Unwind及びRewindに係る債務負担における割当国債の引渡債務は、銘柄決定前のバスケットベースの債務となる。</p>

項目	内容	備考
4. 割当対象銘柄及び割当可能数量の取扱い	<p>を行う。ネットィングにより、当社と清算参加者との次に掲げる債務は、それぞれ、ネットィング後の金額又は数量の一の残債務となる。この場合において、次の a のネットィング結果を「スタート/Rewind 債務」といい、次の b のネットィング結果を「エンド/Unwind 債務」という。</p> <p>a スタート債務及び Rewind 債務 b エンド債務及び Unwind 債務</p> <ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、当社が定める方法により、ネットィング口座ごと（信託口であるネットィング口座についてはファンドごと）に、利用可能な割当対象銘柄及びその残高を記載した割当可能残高通知を当社に提出する。 当社は、清算参加者から提出された割当可能残高通知等の情報に基づき、ネットィング口座ごとに、割当対象銘柄及び割当可能数量を算定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄後決めレポ取引における口座の取扱いは、別紙 2 参照。 当社が定める方法は、株式会社証券保管振替機構の決済照合システムによる方法とする。 国債の渡方とならない清算参加者は、割当可能残高通知の提出は不要とする。 割当可能残高通知は、代理人を通じて提出することができる。 割当可能残高通知の取扱いは、別紙 3 及び別紙 4 参照。
5. 銘柄割当て (1) 銘柄割当てのための組合せ (2) 銘柄割当て a 1 回目の銘柄割当てにおける取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、バスケットネットィングが行われた場合、バスケットネットィング結果について、当社が定めるところにより、渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せを設定する。 1 回目の銘柄割当ては、次に掲げるバスケットポジション（銘柄が決定される前の割当国債に係る引渡債務及び債権をいう。以下同じ。）を対象に行う。 ① 1 回目のバスケットネットィング結果に基づくスタート/Rewind 債務に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な銘柄割当て方法及び銘柄割当てのイメージは、別紙 5 参照。

項目	内容	備考
<p>b 2回目の銘柄割当てにおける取扱い</p> <p>c 3回目の銘柄割当てにおける取扱い</p>	<p>するバスケットポジションのうち当日を決済日とするもの</p> <p>② 1回目のバスケットネットティング結果に基づくエンド/Unwind 債務に対応するバスケットポジションのうち翌日を決済日とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①の銘柄割当ては、渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せごとに、当社が定めるところにより、当該渡方清算参加者の1回目の銘柄割当てに係る割当対象銘柄及び割当可能数量の範囲において、割当国債を選択する方法により決定する。 ・ ②の銘柄割当ては、①で決定した銘柄と同一銘柄の同一数量を決定する。 ・ 1回目の銘柄割当てにおいて、①のバスケットポジションについて渡方清算参加者の割当国債に係る引渡債務に対して割当可能数量が不足する場合には、当該不足部分（①のバスケットポジションに対応する②のバスケットポジションを含む。）を2回目のバスケットネットティングの対象とする。 ・ 2回目の銘柄割当ては、次に掲げるバスケットポジションを対象に行う。 ① 2回目のバスケットネットティング結果に基づくスタート/Rewind 債務に対応するバスケットポジションのうち当日を決済日とするもの ② 2回目のバスケットネットティング結果に基づくエンド/Unwind 債務に対応するバスケットポジションのうち翌日を決済日とするもの ・ ①の銘柄割当ては、渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せごとに、当社が定めるところにより、当該渡方清算参加者の2回目の銘柄割当てに係る割当対象銘柄及び割当可能数量の範囲において、割当国債を選択する方法により決定する。 ・ ②の銘柄割当ては、①で決定した銘柄と同一銘柄の同一数量を決定する。 ・ 2回目の銘柄割当てにおいて、①のバスケットポジションについて渡方清算参加者の割当国債に係る引渡債務に対して割当可能数量が不足する場合には、当該不足部分（①のバスケットポジションに対応する②のバスケットポジションを含む。）を3回目のバスケットネットティングの対象とする。 ・ 3回目の銘柄割当ては、次に掲げるバスケットポジションを対象に行う。 ① 3回目のバスケットネットティング結果に基づくスタート/Rewind 債務に対応するバスケットポジションのうち当日を決済日とするもの ② 3回目のバスケットネットティング結果に基づくエンド/Unwind 債務に対応するバスケットポジションのうち翌日を決済日とするもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目の銘柄割当てに係る割当対象銘柄及び割当可能数量は、当該渡方清算参加者の当日の受領予定銘柄・数量の範囲に限られる。

項目	内容	備考
<p>(3) 銘柄割当結果等の通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①の銘柄割当ては、渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せごとに、当社が定めるところにより、当該渡方清算参加者の3回目の銘柄割当てに係る割当対象銘柄及び割当可能数量の範囲において、割当国債を選択する方法により決定する。 ・ ②の銘柄割当ては、①で決定した銘柄と同一銘柄の同一数量を決定する。 ・ 3回目の銘柄割当てにおいて、渡方清算参加者の割当国債に係る引渡債務に対して割当可能数量が不足する場合には、3回目の銘柄割当て時点の当該渡方清算参加者の割当可能残高通知に含まれる銘柄の中で最も残高が多い銘柄により、割当可能数量の範囲外の銘柄割当てを行う。 ・ 当社は、当社が定める方法により、銘柄割当ての結果等を清算参加者に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が定める方法は、株式会社証券保管振替機構の決済照合システムによる方法及び当社の Web 端末による方法とする。
<p>6. 決済</p>		
<p>(1) 決済数量及び決済金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄後決めレポ取引に係る国債の決済（フェイルにより翌日以降に繰り延べられた決済を除く。）は、決済時限を同一とするものについて銘柄ごとに差引計算した数量を授受する方法により行う。 ・ 銘柄後決めレポ取引に係る金銭の決済は、国債の時価評価額（日本証券業協会が発表する売買参考統計値による国債の評価額をいう。）の金銭の授受及び受渡調整金額（バスケットネットティング結果に基づき授受すべき金銭の額と国債の時価評価額の差額をいう。）の金銭の授受により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄後決めレポ取引の決済は、現行の国債店頭取引清算業務（アウトライト・銘柄先決めレポ取引）とは別に処理する。
<p>(2) 国債DVP決済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄後決めレポ取引に係る国債及び当該国債の時価評価額の授受は、日本銀行金融ネットワークシステムシステムを利用した国債資金同時受渡（以下「国債DVP決済」という。）により行う。 	

項目	内容	備考												
<p>(3) フェイルの取扱い</p> <p>(4) FOS 決済</p> <p>7. 変動証拠金</p>	<ul style="list-style-type: none"> 決済時限は以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="548 288 1523 592"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 回目の銘柄割 当て及びエンド /Unwind 分</th> <th>2 回目の銘柄割 当て</th> <th>3 回目の銘柄割 当て</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渡方清算参加者 と当社との決済</td> <td>午前 10 時 30 分</td> <td>午後 1 時 30 分</td> <td>午後 3 時 30 分</td> </tr> <tr> <td>当社と受方清算 参加者との決済</td> <td>午前 11 時</td> <td>午後 2 時</td> <td>午後 4 時</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 日本銀行に対する国債資金同時受渡依頼は、渡方清算参加者と当社との決済及び当社と受方清算参加者との決済の双方について、当社が行う。 国債 D V P 決済については、各決済に係る国債の数量が 50 億円を超えないよう、小口化を行う。 銘柄後決めレポ取引に係る国債 D V P 決済において、渡方清算参加者と当社との決済が決済時限までに行われていない場合、当該決済及び当該決済に対応する当社と受方清算参加者との決済をフェイルとし、当該決済は翌日以降に繰り延べる。 銘柄後決めレポ取引に係る受渡調整金額の金銭の授受は、日本銀行における当座勘定の振替により行う。 支払方清算参加者は、午後 3 時 30 分までに当社に金銭を支払い、受領方清算参加者は午後 4 時以降当社から金銭を受領する。 当社は、銘柄後決めレポ取引に係る未決済債務の価値の変動に応じた変動証拠金を清算参加者との間で授受することとする。 		1 回目の銘柄割 当て及びエンド /Unwind 分	2 回目の銘柄割 当て	3 回目の銘柄割 当て	渡方清算参加者 と当社との決済	午前 10 時 30 分	午後 1 時 30 分	午後 3 時 30 分	当社と受方清算 参加者との決済	午前 11 時	午後 2 時	午後 4 時	<ul style="list-style-type: none"> 現行の国債店頭取引清算業務の決済においては、渡方清算参加者と当社との決済に係る国債資金同時受渡依頼は渡方清算参加者が行うこととしている。 現行の国債店頭取引清算業務と同様。 フェイルにより翌日以降に繰り延べられた決済の決済時限は、1 回目の銘柄割当て及びエンド/Unwind 分の決済と同じとする。 具体的な変動証拠金所要額の算出方法は、別紙 6 参照。
	1 回目の銘柄割 当て及びエンド /Unwind 分	2 回目の銘柄割 当て	3 回目の銘柄割 当て											
渡方清算参加者 と当社との決済	午前 10 時 30 分	午後 1 時 30 分	午後 3 時 30 分											
当社と受方清算 参加者との決済	午前 11 時	午後 2 時	午後 4 時											

項目	内容	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄後決めレポ取引の変動証拠金の決済は、変動証拠金を算出した日の翌日における現行の国債店頭取引清算業務のFOS決済に含める。

Ⅲ. その他の制度変更

項目	内容	備考
1. レギュラー受渡日基準の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債の評価時価及び変動証拠金の計算等に際して使用する「レギュラー受渡日」の基準をT+2からT+1に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年4月に実施した決済期間の短縮（アウトライトT+2）化と同様の対応。
2. 当初証拠金等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄後決めレポ取引の導入に伴い、日中におけるリスク変動のタイミングや特性が変化することから、当初証拠金等について以下のとおり見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> a 一日における当初証拠金所要額の算出及び預託の回数を現行の一回から三回に変更する。 b 当初証拠金所要額の各構成要素について、銘柄後決めレポ取引の特性を踏まえた算出方法の見直しを行う。 c その他所要の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な当初証拠金等の見直し内容は、別紙7参照。
3. 手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料について以下のとおり見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> a 銘柄割当手数料を新設する。 b 手数料の限度額を廃止するとともに、債務引受手数料、残高管理手数料及び銘柄割当手数料について、取引量の増加に応じて手数料率を逡減させる逡減料率を採用する。 c その他所要の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な手数料の見直し内容は、別紙8参照。 ・ 決済期間の短縮化の実施前に収支見通しの再確認を行い、必要に応じて手数料率等の修正を行う。

項目	内容	備考
4. その他	・ その他、決済期間の短縮化及び銘柄後決めレポ取引の導入等に伴う所要の改正を行う。	

IV. 実施時期

- ・ 実施時期は、当社、清算参加者及び関係機関における決済期間の短縮化に向けたシステム対応及びテストのスケジュール等を踏まえて決定する。

以 上

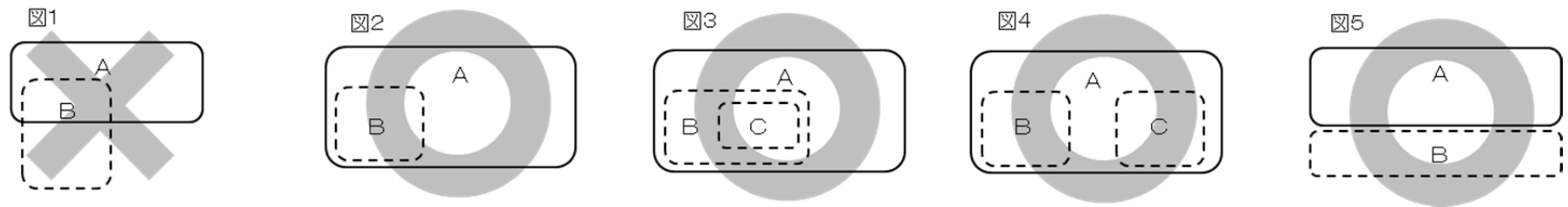
銘柄後決めレポ取引におけるバスケットについて

- ・ 当社は、銘柄後決めレポ取引において割当対象銘柄の範囲を特定するバスケットを設定する。
- ・ 銘柄後決めレポ取引の開始時点で設定するバスケットは、以下の内容とすることを基本とし、制度開始前の一定の時期に市場関係者との協議を経て正式に決定する。なお、制度開始後も市場関係者を交えて定期的にバスケットの内容の見直しを検討する。

＜現時点で想定するバスケットの内容＞

	銘柄名称	銘柄略称	銘柄コード	対象となる国債名称／残存年限条件
①	国債バスケット（利付国債・変動利付国債・国庫短期証券）	国債バスケット(利国/変国/TDB) JGBB(Large)	JPXXX101XXXX 0101XXXX	利付国庫債券（2年）、利付国庫債券（5年）、 利付国庫債券（10年）、利付国庫債券（20年）、 利付国庫債券（30年）、利付国庫債券（40年）、 利付国庫債券（変動・15年）、国庫短期証券
②	国債バスケット（利付国債・国庫短期証券）	国債バスケット(利国/TDB) JGBB(FixedRate)	JPXXX103XXXX 0103XXXX	利付国庫債券（2年）、利付国庫債券（5年）、 利付国庫債券（10年）、利付国庫債券（20年）、 利付国庫債券（30年）、利付国庫債券（40年）、 国庫短期証券
③	国債バスケット（利付国債残存10年以下・国庫短期証券）	国債バスケット(利国U10/TDB) JGBB(U10/TDB)	JPXXX105XXXX 0105XXXX	利付国庫債券（2年）、利付国庫債券（5年）、 利付国庫債券（10年）、 利付国庫債券（20年）／残存10年以下、 利付国庫債券（30年）／残存10年以下、 利付国庫債券（40年）／残存10年以下、 国庫短期証券
④	国債バスケット（分離元本振替国債・分離利息振替国債）	国債バスケット(分離国債) JGBB(STRIPS)	JPXXX201XXXX 0201XXXX	分離元本振替国債、分離利息振替国債

- ※ 銘柄コードの上段は ISIN、下段は公社債銘柄コードの例。銘柄略称の下段は英文略称の例。
- ※ 各バスケットに対して設定された国債名称について、国債名称ごとに残存年限条件（一定の残存年限以下の個別銘柄に限定する条件）を付すことを可能とする。
- ※ 各バスケットについて、設定されていない国債名称である特定の個別銘柄を対象とすること及び設定された国債名称のうち特定の個別銘柄を対象外とすることを可能とする。
- ※ 構成銘柄の一部のみが重なり合うバスケット（下図1）は設けないこととし、構成銘柄が包含関係となるバスケット（図2～図4）又は重なり合いがないバスケット（図5）のみを設定可能とする。



- ※ バスケットの銘柄名称及び銘柄コードは、今後、市場関係者及び証券コード協議会と協議のうえ決定する。

以 上

銘柄後決めレポ取引における口座の取扱い

1. 決済口座

- ・ ネットティング口座ごとの決済口座は、現行の国債店頭取引清算業務における決済口座と同一とする。
 - － 決済口座は、ネットティング口座ごとに1口座となる（国債の渡方となる場合の決済口座と国債の受方となる場合の決済口座を別に指定することは可能）。
 - － 決済口座は、清算参加者自らの参加者口座のほか、他の国債振替決済制度参加者の参加者口座も指定可能（決済代行利用の場合）。

2. 割当可能残高通知の取扱い

- ・ 清算参加者は、ネットティング口座ごと（信託口であるネットティング口座についてはファンドごと）に利用可能な割当対象銘柄及びその残高を記載した割当可能残高通知を作成し、当社に通知する。
 - － 国債の渡方とならない場合には、割当可能残高通知の提出は不要とする。
 - － 割当可能残高通知は、代理人を通じて提出することができる。

以 上

1. 複数のネットィング口座を保有する清算参加者のネットィング口座イメージ

<事例：銀行である清算参加者が2つのネットィング口座を開設するケース>

マスタ情報		割当サイクルごとに作成・提出する 割当可能残高通知
ネットィング口座	日本銀行における決済口座	
●●銀行(投資勘定口)	●●銀行 通常決済口(00)	割当可能残高通知(投資勘定用)
●●銀行(商品勘定口)	●●銀行 通常決済口(00)	割当可能残高通知(商品勘定用)

<留意点等>

- ✓ 清算参加者は複数のネットィング口座を開設することが可能
- ✓ 割当可能残高通知はネットィング口座ごとに提出する。

2. 信託銀行のネットィング口座イメージ

<事例：信託銀行である清算参加者が複数のネットィング口座（自己口と信託口（複数））を開設するケース>

マスタ情報				ファンド	割当サイクルごとに作成・提出する 割当可能残高通知
ネットィング口座	日本銀行における決済口座		—		
	国債の渡し	国債の受け			
■■信託(自己口)	■■信託 通常決済口(00)		—	割当可能残高通知(自己口用)	
■■信託(信託口1)	■■信託 信託口1(01)	■■信託 信託口1(01)	ファンド①	割当可能残高通知(ファンド①用)	
			ファンド②	割当可能残高通知(ファンド②用)	
■■信託(信託口2)	■■信託 信託口1(01)	■■信託 通常決済口(00)	ファンド③	割当可能残高通知(ファンド③用)	
			ファンド④	割当可能残高通知(ファンド④用)	
■■信託(信託口3)	■■信託 通常決済口(00)	■■信託 通常決済口(00)	ファンド⑤	割当可能残高通知(ファンド⑤用)	

<留意点等>

- ✓ 清算参加者は複数のネットィング口座を開設することが可能
- ✓ 日本銀行における決済口座は、国債の渡方となる場合の決済口座と国債の受方となる場合の決済口座を別に指定することが可能
- ✓ 日本銀行における決済口座は、信託口1(01)以外の信託口も指定可能
- ✓ 信託口であるネットィング口座については、ファンドごとに割当可能残高通知を提出する。
- ✓ 信託口であるネットィング口座に係るバスケットネットィング、銘柄割当て、銘柄ネットィング及びDVP決済はファンドごとに行う。

3. 約定照合代行・決済代行委託者のネットイング口座イメージ

<事例：証券会社である清算参加者が決済代行を委託しているケース>

マスタ情報				割当サイクルごとに作成・提出する 割当可能残高通知
ネットイング口座	売買報告データの 提出者	日本銀行における決済口座	割当可能残高通知の提出者	
〇〇証券 *代行委託者	〇〇証券 *代行委託者	代行受託者の通常決済口(00)	〇〇証券 *代行委託者	割当可能残高通知

マスタ情報				割当サイクルごとに作成・提出する 割当可能残高通知
ネットイング口座	売買報告データの 提出者	日本銀行における決済口座	割当可能残高通知の提出者	
△△証券 *代行委託者	△△証券 *代行委託者	代行受託者の通常決済口(00)	代行受託者	割当可能残高通知(△△証券用)

<事例：証券会社である清算参加者が約定照合代行・決済代行を委託しているケース>

マスタ情報				割当サイクルごとに作成・提出する 割当可能残高通知
ネットイング口座	売買報告データの 提出者	日本銀行における 決済口座	割当可能残高通知の提出者	
□□証券 *代行委託者	代行受託者	代行受託者の通常決済口(00)	代行受託者	割当可能残高通知(□□証券用)

<留意点等>

- ✓ 日本銀行における決済口座は、清算参加者自らの参加者口座のほか、他の国債振替決済制度参加者の参加者口座も指定可能。
- ✓ 決済代行を委託している清算参加者は、割当可能残高通知の提出を他者に委任することが可能。
- ✓ 代行受託者は、自己分の割当可能残高通知及び各委託者の割当可能残高通知をそれぞれ作成・提出する。

4. 他社清算参加者のネットィング口座イメージ

<事例：証券会社である清算参加者が複数の清算委託者の清算取次ぎを行っているケース>

マスタ情報				割当サイクルごとに作成・提出する 割当可能残高通知
ネットィング口座	売買報告データの 提出者	日本銀行における決済口座	割当可能残高通知の提出者	
●●証券(自己口)	●●証券 *清算参加者	●●証券 通常決済口(00)	●●証券 *清算参加者	割当可能残高通知(自己口用)
●●証券(清算取次口01)	●●証券 *清算参加者	●●証券 通常決済口(00)	●●証券 *清算参加者	割当可能残高通知(清算取次口01用)
●●証券(清算取次口02)	●●証券 *清算参加者	●●証券 通常決済口(00)	●●証券 *清算参加者	割当可能残高通知(清算取次口02用)
●●証券(清算取次口03)	●●証券 *清算参加者	●●証券 通常決済口(00)	●●証券 *清算参加者	割当可能残高通知(清算取次口03用)

<留意点等>

- ✓ 他社清算参加者は複数の清算委託者の清算取次ぎを行うことが可能。
- ✓ 清算取次ぎを行う清算参加者は、清算委託者ごとにネットィング口座を開設する。
- ✓ 清算取次ぎを行う清算参加者は、ネットィング口座ごとに割当可能残高通知を作成・提出する。

銘柄後決めレポ取引に係る割当可能残高通知の取扱い

- ・ 当社は、各銘柄割当てにおいて、当社が定める時点（下表）において清算参加者から最も遅い時刻に受領した割当可能残高通知を利用する。
- ・ 清算参加者は、割当可能残高通知を何度でも提出することが可能。

銘柄割当て	当社が定める時点	留意点
1 回目	前日午後 9 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当可能残高通知を作成する際に、割当日に銘柄後決めレポ取引に関して受領する国債の銘柄^{※1}のうち、割当日の銘柄後決めレポ取引に利用する残高を含めて記載する（割当日の前日に割当可能残高通知を提出するため、予定残としての記載になる。）。
2 回目	当日午前 11 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、前回の銘柄割当ての結果を受領後、前回の銘柄割当てで割当てが行われた（使用された）銘柄を反映（減算）し、また前回の割当可能残高通知の提出後に予定残の変動を伴う約定等が発生した場合は必要に応じて当該変動を反映し、再度割当可能残高通知を提出する必要がある。 ・ 清算参加者は、当日受領予定証券の受けフェイルに伴う銘柄後決めレポ取引のフェイル発生を防止する観点から、日本銀行における実残（実際の決済進捗を考慮した残高）との突合など^{※2}により、割当可能残高通知に未受領残高が含まれないような工夫が求められる^{※3}。
3 回目	当日午後 2 時	同上 ^{※4}

※1 前日の銘柄割当てにより当日当社から受領する予定の銘柄（エンド/Unwind 債務に対応するバスケットポジションに係る割当国債）。

※2 当日受領予定の証券を割当可能残高通知に含めない運用とする場合や銘柄後決めレポ取引用の残高を他の目的の残高と区分管理したうえで割当可能残高通知を作成する運用とする場合など、日本銀行における実残との突合を要しないケースも想定される。

※3 午前 11 時の時点では、銘柄後決めレポ取引以外の取引の決済が相当程度進捗していることが想定される。また、午後 2 時の時点では、銘柄後決めレポ取引以外の取引の決済はほぼ完了していることが想定される。

※4 受けフェイルの確定等により残高不足が生じる見込みとなった場合には、同一バスケットの反対取引（資金運用取引）を行うことにより、割当てを要するネットポジションを縮小することが考えられる。また、状況に応じて、当日の未受領証券のうち受領の確実性が高いものや外部調達の確実性が高い銘柄を 3 回目の割当可能残高通知に含めておくことにより、フェイルの発生可能性を低減させる工夫も考えられる。

以 上

銘柄割当てにおける割当対象銘柄及び割当可能数量

- 当社は、清算参加者から提出された割当可能残高通知等の情報に基づき、国債の渡方となるネットイングロ座ごとに、銘柄割当てに利用する割当対象銘柄及び割当可能残高を算定する。
- 各銘柄割当てにおいて利用する割当対象銘柄及び割当可能数量の算定方法は、以下のとおりとする。

銘柄割当て	銘柄割当てに利用する割当対象銘柄	割当可能数量	留意点
1回目	<ul style="list-style-type: none"> • 割当可能残高通知に含まれ、かつ、割当日に銘柄後決めレポ取引に関して受領する予定[※]の銘柄 	<ul style="list-style-type: none"> • 銘柄割当てに利用する割当対象銘柄ごとに、以下の①又は②の数量のうちいずれか少ない数量 ① 割当可能残高通知に記載された残高 ② 割当日に銘柄後決めレポ取引に関して受領する予定の国債の数量 	<ul style="list-style-type: none"> • 渡方清算参加者は、割当可能残高通知を作成する際に、割当日に銘柄後決めレポ取引に関して受領する国債の銘柄のうち、割当日の銘柄割当てレポ取引に利用する残高を含めて記載する必要がある。
2回目 及び 3回目	<ul style="list-style-type: none"> • 割当可能残高通知記載の銘柄 	<ul style="list-style-type: none"> • 割当可能残高通知記載の残高 	

※ 前日の銘柄割当てにより当日当社から受領する予定の銘柄（エンド/Unwind 債務に対応するバスケットポジションに係る割当国債）。

以 上

銘柄後決めレポ取引に係る銘柄割当ルール

項目	内容	備考
1. 銘柄割当てのための組合せ処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタート/Rewind 債務に対応するバスケットポジションについて、当社に対する国債の渡方清算参加者及び当社に対する受方清算参加者の受渡金額が一致するように渡方清算参加者と受方清算参加者を組み合わせる処理を行う。 ・ 1回目の銘柄割当てにおいては、前日の銘柄割当てのための組合せの相手方と優先的に組合せを設定する。その際、渡方清算参加者と受方清算参加者のスタート/Rewind 債務に係る受渡金額が異なる場合には、受渡金額が大きい方のポジションを分割し、受渡金額が一致する組み合わせを設定する。当該方法による組合せを「優先組合せ」という。 ・ 1回目の銘柄割当てにおける優先組合せの設定後の残部分並びに2回目及び3回目の銘柄割当てにおける組合せは、銘柄渡方清算参加者及び受方清算参加者に対してそれぞれランダムな順位を設定し、当該順位の昇順で渡方清算参加者及び受方清算参加者を対応させ、受渡金額が一致しない場合は金額を大きい側の金額を分割することにより、受渡金額が一致する組み合わせを設定する。当該方法による組合せを「ランダム組合せ」という。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せ処理の例は別添1参照。
2. 銘柄割当数量の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. の組合せごとに、割当国債の評価額がスタート/Rewind 債務に係る受渡金額以上かつ最も近くなるように割当数量を決定する。 ・ 具体的には、以下3. に定める銘柄間の順位及び割当対象ポジション間の順位に従って割当銘柄を決定していき、割当対象ポジションごとに割当国債の評価額がスタート/Rewind 債務に係る受渡金額以上となる数量を割当数量とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当国債の評価額は、売買参考統計値（当社が割当日までの経過利子を含む「利含み単価」を算出して利用する。）により算出する。
3. 1回目の銘柄割当てにおける銘柄割当順位 (1) 銘柄間の順位		

項目	内容	備考
a 優先組合せに係る銘柄割当て b ランダム組合せに係る銘柄割当て	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前日の銘柄割当てにおけるエンド/Unwind 債務に対応するバスケットポジションに係る割当国債として受領予定の銘柄及び数量を、割当可能残高通知に記載された銘柄及び数量の範囲内で割り当てる。 ・ 当日受領する予定の国債の銘柄及び数量のうち、前 a の割当てで使用した残数量の範囲内で割り当てる。 ・ 割当対象ポジションのうち割り当てるべき数量が 50 億円以上の部分に対しては、割当可能残高通知上の残高の多い銘柄から、額面 50 億円ずつ割り当てる。ただし、全銘柄について残数量が 50 億円未満である場合は、割当可能残高通知上の残高の多い銘柄から、各銘柄の残数量を割り当てる。 ・ 割当対象ポジションのうち割り当てるべき数量が 50 億円未満の部分に対しては、割当可能残高通知上の残高の多い銘柄から、各銘柄の額面 50 億円未満の部分を割り当てる。ただし、全銘柄について残数量に 50 億円未満の部分がない場合は、割当可能残高通知上の残高の多い銘柄から、額面 50 億円以上の部分を利用して割り当てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添 2 参照
(2) ポジション間の順位 a ネットィング口座間の順位 b バスケット間の順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数のネットィング口座を有する場合のネットィング口座間の順位は、ネットィング口座番号の昇順とする（口座番号の若いものを優先する）。 ・ 共通の対象国債を含む複数のバスケットについては、対象範囲の小さいバスケットの銘柄割当てを行った後に対象範囲の大きいバスケットの銘柄割当てを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添 3 参照
c ポジション間の順位 4. 2 回目及び 3 回目の銘柄割当てにおける銘柄割当順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前 b までの優先順位が同一のポジションについては、受渡金額（銘柄割当てのための組合せ処理において国債の渡方のポジションの分割を行った場合は分割後の受渡金額）の降順とする（受渡金額の大きいものを優先する）。 	

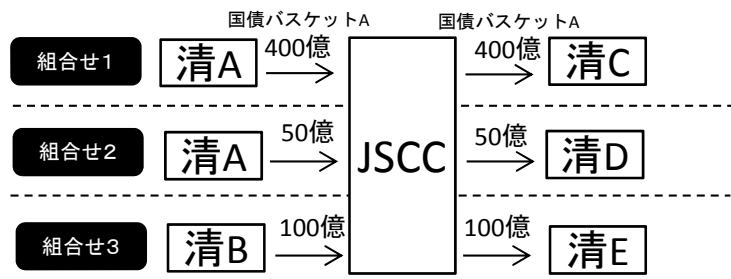
項目	内容	備考
(1) 銘柄間の順位	<ul style="list-style-type: none"> 3. (1) bと同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 2回目及び3回目の銘柄割当ての対象となるすべてのバスケットポジションについて、共通とする。
(2) 割当対象ポジション間の順位	<ul style="list-style-type: none"> 1回目の銘柄割当てにおける順位と同じとする。 	
5. 銘柄割当ての対象外とする銘柄	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄割当を行う日の翌営業日が利払期日又は償還期日となる銘柄は、割当対象銘柄から除外する。 	<ul style="list-style-type: none"> 割当可能残高通知の受付時点で、エラー通知を返したうえで該当銘柄を除外する。

以上

銘柄割当てのための渡方と受方の組合せ処理イメージ

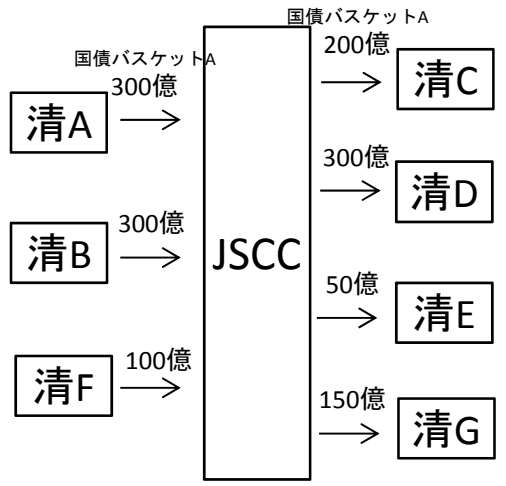
1. 優先組合せ処理イメージ(1回目の銘柄割当て)

【前日の銘柄割当てに係る組合せ】



①当日のバスケットネットティング結果

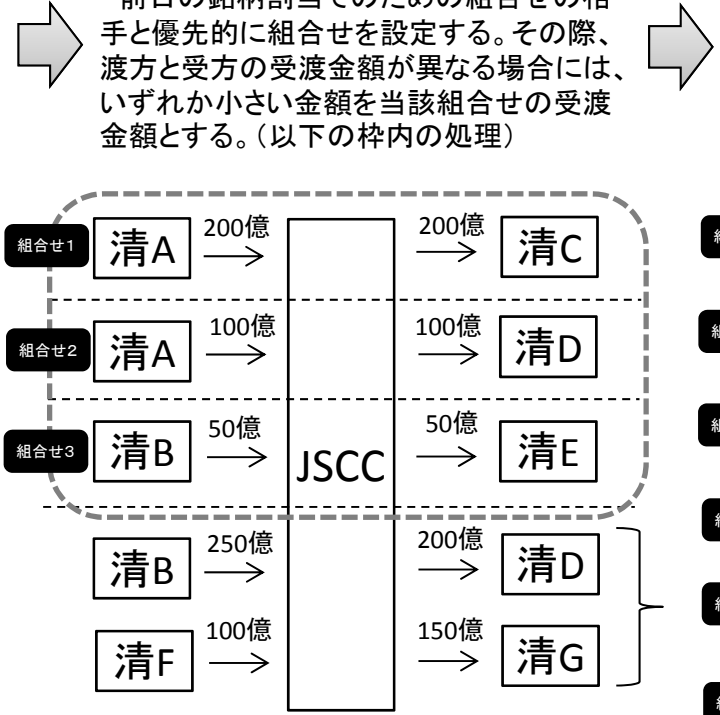
バスケットネットティングの結果、スタート/Rewind債務について清算参加者A、B、Fが国債(国債バスケットA)の渡方、清算参加者C～E、Gが受方となったと仮定。(受渡金額はそれぞれ以下のとおり。)



※清A～清G:清算参加者
※資金の流れの記載は省略

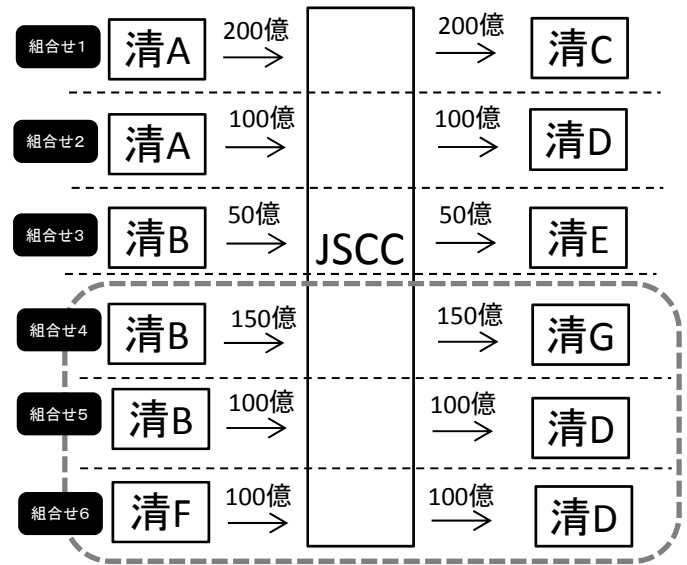
②前日の組合せを優先して組合せ処理

前日の銘柄割当てのための組合せの相手と優先的に組合せを設定する。その際、渡方と受方の受渡金額が異なる場合には、いずれか小さい金額を当該組合せの受渡金額とする。(以下の枠内の処理)



③②の残部分に係るランダム組合せ処理

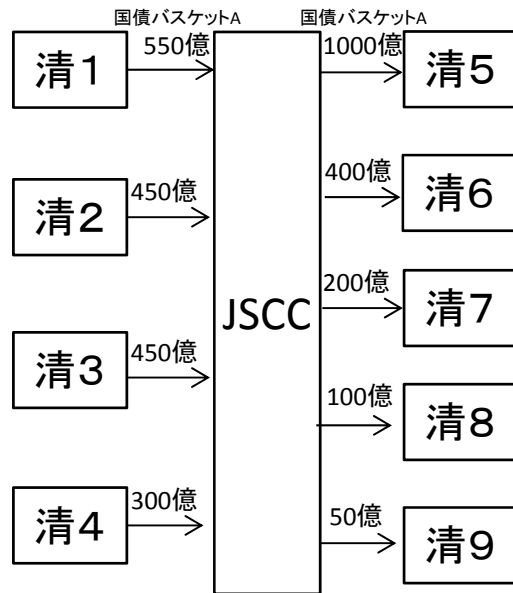
②の処理で組合せが未決定となる部分について「2. ランダム組合せ処理(次ページ参照)」に基づきランダムに組合せを決定する。(以下の枠内の処理)



2. ランダム組合せ処理イメージ

① バスケットネットティング結果

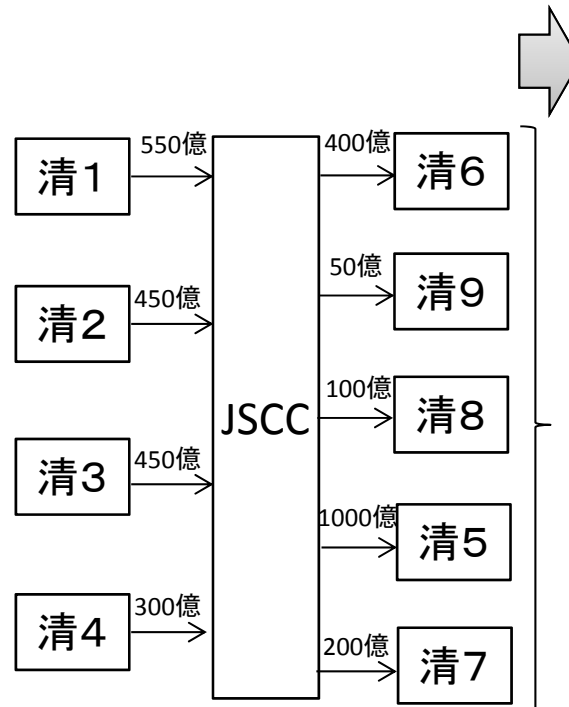
バスケットネットティングの結果、スタート/Rewind債務について清算参加者1～4が国債(国債バスケットA)の渡方、清算参加者5～9が受方となったと仮定。(受渡金額はそれぞれ以下のとおり。)



※清1～清9: 清算参加者
 ※資金の流れの記載は省略

② 受方清算参加者をランダムに並替え

渡方清算参加者と受方清算参加者をランダムに並び替える。

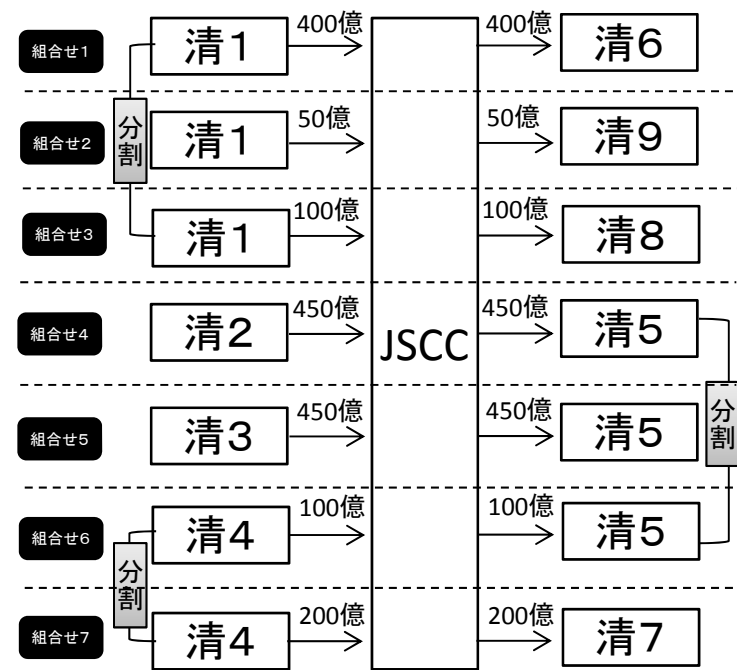


ランダムに並び替え

③ 銘柄割当てのための組合せを決定

受渡金額が一致するように渡方清算参加者と受方清算参加者を組み合わせる処理を行う。その際、必要に応じてポジションを分割する。

以下の例では、組合せ1～7が決定される。



銘柄割当てにおける銘柄間の順位イメージ

< 清算参加者 A の割当可能残高通知の内容 >

(単位：億円)

	銘柄①	銘柄②	銘柄③	銘柄④	銘柄⑤	銘柄⑥	銘柄⑦	銘柄⑧	合計
数量	1,030	340	300	210	150	30	10	10	2,080

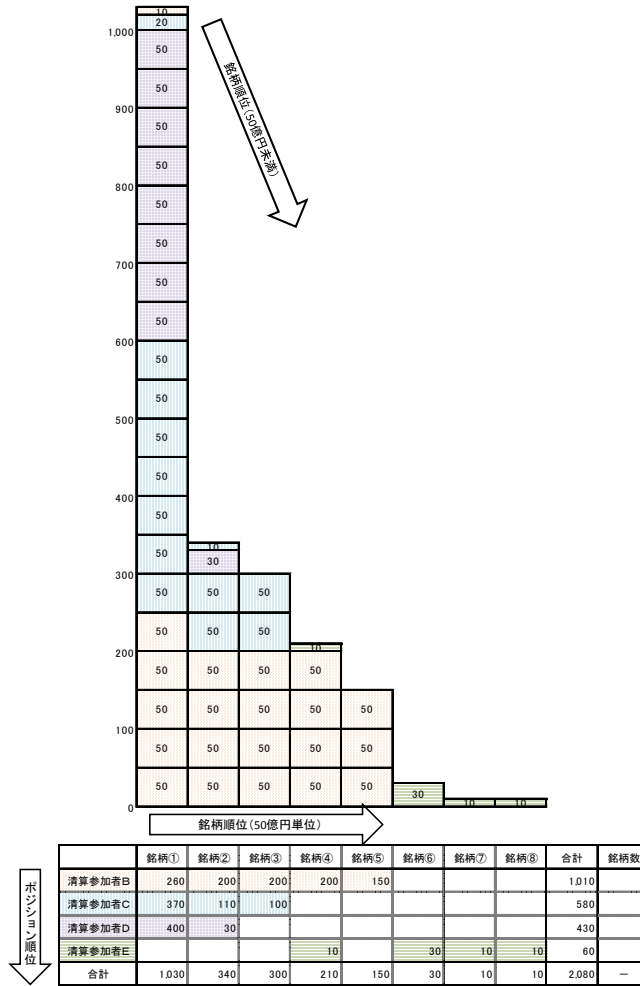
< 取引の内容 >

(単位：億円)

渡方	受方	約定金額
清算参加者 A	清算参加者 B	1,010
清算参加者 A	清算参加者 C	580
清算参加者 A	清算参加者 D	430
清算参加者 A	清算参加者 E	60
合 計		2,080




< 銘柄間の順位 >



※銘柄①～銘柄⑦の単価は 100 円と仮定

銘柄割当てにおける割当対象ポジション間の順位イメージ

●銘柄割当てにおいて清算参加者であるA銀行が以下のとおり国債の渡方となっている。

ネットイング口座	バスケット	受渡金額(億円)		銘柄割当てにおける割当対象ポジション間の順位		割当銘柄	
			銘柄割当てのための組合せ処理における分割後				
A銀行① (口座番号: 111111110012)	国債バスケット①	500	200		高	①	銘柄間の順位により割り当てる。
			150			②	
			100			③	
			50			④	
	国債バスケット②	150	100			⑤	
			50			⑥	
A銀行② (口座番号: 111111110020)	国債バスケット①	200	200		⑦		
	国債バスケット②	150	100		⑧		
			50		⑨		

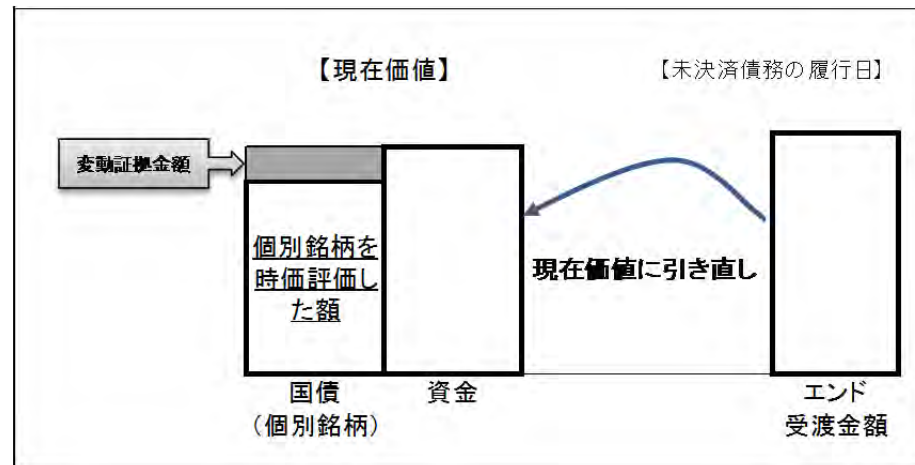
※「国債バスケット①」の銘柄が「国債バスケット②」の銘柄に包含される。

銘柄後決めレポ取引に係る変動証拠金の算出方法

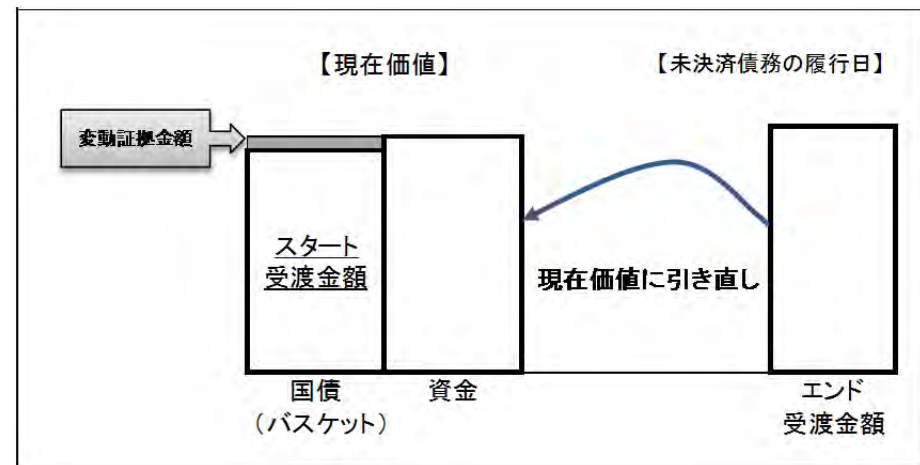
- ・ 計算日の翌々営業日以降の未決済債務について、国債に係る債務の時価評価額と、金銭に係る債務の計算日のレギュラー受渡日における現在価値の差額を日々授受することとする（現行のアウトライト及び銘柄先決め方式のレポ取引と同様）。
- ・ ただし、銘柄後決めレポ取引では、計算日の翌々日以降の未決済債務については銘柄割当てが行われていないため、国債の未決済債務の現在価値については個別銘柄ではなくバスケットの現在価値となる。バスケットには、当日の時価に基づき日々スタート受渡金額相当の銘柄・数量を割り当てるため、現在価値は、国債の未決済債務に対応するスタート受渡金額となる。
- ・ したがって、銘柄後決めレポ取引に係る変動証拠金の額は、ネット後のエンド受渡金額の現在価値とスタート受渡金額の差額（レポ利息の現在価値に相当）となる。

【参考イメージ】

○銘柄先決め方式のレポ取引



○銘柄後決めレポ取引



以上

決済期間の短縮化に伴う当初証拠金等の見直しについて

※ 下線部分が現行からの変更箇所

	(参考) 現行	変更後	備考												
1. ネットिंग口座の種類		<ul style="list-style-type: none"> 清算対象取引の種類に応じた当初証拠金所要額の算出を可能とするため、ネットング口座について、次の a から c に掲げる種類を設け、各種類において債務引受けを行う清算対象取引を当該 a から c に定める取引とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 通常口座 全ての清算対象取引 b レポ専用口座 現金担保付債券貸借取引（エンドのみ引受けを除く。）、現先取引（エンドのみ引受け及び銘柄後決めレポ取引を除く。）及び銘柄後決めレポ取引 c 後決めレポ専用口座 銘柄後決めレポ取引 清算参加者は、当社に開設するネットング口座について、通常口座、レポ専用口座又は後決めレポ専用口座の別を指定するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金グループの設定においては、同種類のネットング口座の割当てのみ可能とする。 												
2. 当初証拠金所要額の算出時点及び預託時限	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金所要額の算出時点及び預託時限は、以下のとおりとする。 算出時点：午後 6 時 30 分 預託時限：翌日午前 11 時 	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金所要額の算出時点及び預託時限は、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1213 869 2264 1073"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 回目</th> <th>2 回目</th> <th>3 回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算出時点</td> <td>午前 7 時</td> <td>午前 11 時</td> <td>午後 2 時</td> </tr> <tr> <td>預託時限</td> <td>午前 10 時</td> <td>午後 2 時</td> <td>午後 5 時</td> </tr> </tbody> </table>		1 回目	2 回目	3 回目	算出時点	午前 7 時	午前 11 時	午後 2 時	預託時限	午前 10 時	午後 2 時	午後 5 時	<ul style="list-style-type: none"> 1 日に 3 回、当初証拠金所要額を更新する。 当初証拠金の返還についても、1 日に 3 回実施（清算参加者からの請求に基づき各預託時限以降速やかに返還を実行）する。
	1 回目	2 回目	3 回目												
算出時点	午前 7 時	午前 11 時	午後 2 時												
預託時限	午前 10 時	午後 2 時	午後 5 時												
3. 当初証拠金所要額	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金所要額は、当初証拠金基礎所要額と 10 億円のいずれか大きい額とする。 当初証拠金基礎所要額は、次の a から d に掲げる各所要額の合計額とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 時価変動リスク回避当初証拠金額 b レポレート変動リスク回避当初証拠金額 c FOS 不履行リスク回避当初証拠金額 d 市場インパクト・チャージ所要額 	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり。 現行どおり。 	<ul style="list-style-type: none"> 各所要額の算出方法については、3. (1) ~ (4) を参照。 												
(1) 時価変動リスク回避当初証拠金額	<ul style="list-style-type: none"> 時価変動リスク回避当初証拠金額は、次の a から d に掲げるもののうち最大の額とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 時価変動 POMA <ul style="list-style-type: none"> 算出日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引（清算対象取引のうち、売買、現金担保付債券貸借取引及び現先取引（銘柄後決めレポ取引を除く。）を指す。以下同じ。）に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量（総引渡数量と総受領数量の差引数量をいう。以下同 	<ul style="list-style-type: none"> 1 回目の所要額算出における時価変動リスク回避当初証拠金額は、次の a から c に掲げるもののうち最大の額とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 時価変動 POMA <ul style="list-style-type: none"> 算出日前日までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前 7 時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額。 b 時価変動調整 POMA <ul style="list-style-type: none"> 算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前 	<ul style="list-style-type: none"> 時価変動リスクファクター及び相殺の取扱いは、現行どおり。 銘柄後決めレポ取引については、銘柄割当て済のポジションのみを対象とする。 												

	(参考) 現行	変更後	備考
	<p>じ。)に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額。</p> <p>b 時価変動調整POMA</p> <p>ー 算出日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額。</p> <p>c 時価変動平均POMA</p> <p>ー 算出日前日から起算して過去120日間(休業日を除外する。)の日々の時価変動POMAのうち、上位20日分の額の平均額。</p> <p>d 国債の再構築コスト下限額</p> <p>ー 算出日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を算出し、すべての銘柄について合算した額に100分の10を乗じた額。</p>	<p><u>7時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額。</u></p> <p>c 国債の再構築コスト下限額</p> <p>ー <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前7時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を算出し、すべての銘柄について合算した額に100分の10を乗じた額。</u></p> <p>・ <u>2回目の所要額算出における時価変動リスク回避当初証拠金額は、次のa及びbに掲げるもののうち最大の額とする。</u></p> <p>a 時価変動調整POMA</p> <p>ー <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前11時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額。</u></p> <p>b 国債の再構築コスト下限額</p> <p>ー <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前11時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を算出し、すべての銘柄について合算した額に100分の10を乗じた額。</u></p> <p>・ <u>3回目の所要額算出における時価変動リスク回避当初証拠金額は、次のaからcに掲げるもののうち最大の額とする。</u></p> <p>a 時価変動調整POMA</p> <p>ー <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午後2時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額。</u></p> <p>b 時価変動平均POMA (レポ専用口座及び後決めレポ専用口座については適用しない。)</p> <p>ー <u>算出日前日から起算して過去120日間(休業日を除外する。)の日々の時価変動平均POMA計算用POMAのうち、上位20日分の額の平均額。この場合において、時価変動平均POMA計算用POMAとは、一の日までに債務引受けを行い当該一の日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び当該一の日午後2時までに債務引受けを行い当該一の日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額とする。</u></p> <p>c 国債の再構築コスト下限額</p>	

	(参考) 現行	変更後	備考
		<ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午後2時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を算出し、すべての銘柄について合算した額に100分の10を乗じた額。</u> 	
<p>(2)レポレート変動リスク回避当初証拠金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ レポレート変動リスク回避当初証拠金額は、次の a から c に掲げるもののうち最大の額とする。 <ul style="list-style-type: none"> a レポレート変動POMA <ul style="list-style-type: none"> － 算出日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額（総引渡数量から総受領数量を減じたものをいう。以下同じ。）の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額をすべての銘柄及びすべての決済日について合算した額の絶対値。 b レポレート変動平均POMA <ul style="list-style-type: none"> － 算出日前日から起算して過去120日間（休業日を除く。）の日々のレポレート変動POMAのうち、上位20日分の額の平均額。 c レポレート変動リスク下限額 <ul style="list-style-type: none"> － 算出日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額の絶対値を、すべての銘柄及びすべての決済日について合算した額に100分の10を乗じた額。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1回目の所要額算出におけるレポレート変動リスク回避当初証拠金額は、次の a 及び b に掲げるもののうち最大の額とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a レポレート変動POMA <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前7時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額（バスケットの債務については受渡金額とする。以下同じ。）にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額をすべての銘柄及びすべての決済日について合算した額の絶対値。</u> b レポレート変動リスク下限額 <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前7時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額の絶対値を、すべての銘柄及びすべての決済日について合算した額に100分の10を乗じた額。</u> ・ <u>2回目の所要額算出におけるレポレート変動リスク回避当初証拠金額は、次の a 及び b に掲げるもののうち最大の額とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a レポレート変動POMA <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前11時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額をすべての銘柄及びすべての決済日について合算した額の絶対値。</u> b レポレート変動リスク下限額 <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前11時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額の絶対値を、すべて</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レポレート変動リスクファクターの取扱いは、現行どおり。 ・ 銘柄後決めレポ取引については、銘柄割当て前のバスケットポジションも対象とする。

	(参考) 現行	変更後	備考
		<p>の銘柄及びすべての決済日について合算した額に100分の10を乗じた額。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>3回目の所要額算出におけるレポレート変動リスク回避当初証拠金額は、次のaからcに掲げるもののうち最大の額とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a <u>レポレート変動調整POMA</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午後2時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額をすべての銘柄及びすべての決済日について合算した額の絶対値。</u> b <u>レポレート変動平均POMA（後決めレポ専用口座については適用しない。）</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日から起算して過去120日間（休業日を除外する。）の日々のレポレート変動平均POMA計算用POMAのうち、上位20日分の額の平均額。この場合において、レポレート変動平均POMA計算用POMAとは、一の日までに債務引受けを行い当該一の日の翌日以降に決済日を迎える通常取引及び当該一の日の午後2時までに債務引受けを行い当該一の日の翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額をすべての銘柄及びすべての決済日について合算した額の絶対値とする。</u> c <u>レポレート変動リスク下限額</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午後2時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額の絶対値を、すべての銘柄及びすべての決済日について合算した額に100分の10を乗じた額。</u> 	
(3) FOS不履行リスク回避当初証拠金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ FOS不履行リスク回避当初証拠金額は、算出日から起算して過去120日間（休業日を除外する。）の日々の当該清算参加者のFOS決済金額の上位20日分の平均額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1回目の所要額算出におけるFOS不履行リスク回避当初証拠金額は、次のa及びbに掲げる額の合計額とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a <u>算出日の午前7時の銘柄割当結果に基づく銘柄後決めレポ取引に係る受渡調整金支払額相当額</u> b <u>算出日の午前7時のバスケットネットティング結果に基づく銘柄後決めレポ取引に係る変動証拠金預託額相当額</u> ・ <u>2回目の所要額算出におけるFOS不履行リスク回避当初証拠金額は、次のa及びbに掲げる額の合計額とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a <u>算出日の午前11時の銘柄割当結果に基づく銘柄後決めレポ取引に係る受渡調整金支払額相当額</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の過去のFOS決済金額を基に所要額を算出する方法を改め、算出時点以降に決済されるFOS決済金額に基づき所要額を算出する方法を導入する。

	(参考) 現行	変更後	備考
		<p><u>b 算出日の午前 11 時のバスケットネットティング結果に基づく銘柄後決めレポ取引に係る変動証拠金預託額相当額</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 3 回目の所要額算出における F O S 不履行リスク回避当初証拠金額は、次の a 及び b に掲げる額の合計額とする。 a <u>算出日から起算して過去 1 2 0 日間（休業日を除外する。）の日々の通常取引に係る変動証拠金として授受する金額及び通常取引に係る受渡調整金として授受する金額の合算額の上位 2 0 日分の平均額（後決めレポ専用口座については適用しない。）</u> b <u>算出日の午後 2 時のバスケットネットティング結果に基づく銘柄後決めレポ取引に係る変動証拠金預託額相当額</u> 	
(4) 市場インパクト・チャージ所要額	<ul style="list-style-type: none"> 市場インパクト・チャージ所要額は、算出日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に当該銘柄のベースス・ポイント・バリュー（当該銘柄が変動利付国債の場合はこれを 1 とする。以下同じ。）及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 回目の所要額算出における市場インパクト・チャージ所要額は、次の a 及び b に掲げるもののうち最大の額とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 取引執行コスト相当額 <ul style="list-style-type: none"> 算出日前日までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前 7 時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に当該銘柄のベースス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額。 b 調整取引執行コスト相当額 <ul style="list-style-type: none"> 算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前 7 時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に当該銘柄のベースス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額。 2 回目の所要額算出における市場インパクト・チャージ所要額は次の a に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 調整取引執行コスト相当額 <ul style="list-style-type: none"> 算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前 11 時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に当該銘柄のベースス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額。 3 回目の所要額算出における市場インパクト・チャージ所要額は次の a 及び b に掲げるもののうち最大の額とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 調整取引執行コスト相当額 <ul style="list-style-type: none"> 算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午後 2 時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に当該銘柄のベースス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額。 	<ul style="list-style-type: none"> ベースス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドの取扱いは、現行どおり。

	(参考) 現行	変更後	備考																					
		<p>b 平均取引執行コスト相当額（レポ専用口座及び後決めレポ専用口座については適用しない。）</p> <p>ー 算出日前日から起算して過去120日間（休業日を除外する。）の日々の平均取引執行コスト相当額計算用取引執行コスト相当額のうち、上位20日分の額の平均額。この場合において、平均取引執行コスト相当額計算用取引執行コスト相当額とは、一日までに債務引受けを行い当該一の日の翌日以降に決済日を迎える通常取引及び当該一の日の午後2時までに債務引受けを行い当該一の日の翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に当該銘柄のベース・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額とする。</p>																						
(5) 信用状況に応じた当初証拠金所要額の割増し	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、清算参加者の信用状況に鑑み当社が必要と認める場合には、当初証拠金所要額の一定率の割増しを行うことができることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、清算参加者の信用状況に鑑み当社が必要と認める場合には、当初証拠金所要額の一定率とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の一定率のいずれか大きい額の割増しを行うことができることとする。 フェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額は、当初証拠金所要額算出日の翌日から3営業日の間に決済日を迎えるすべての渡しポジションが当該3営業日継続してフェイルしたと仮定した場合に発生するフェイルチャージ相当額及び当初証拠金所要額算出日の翌日から3営業日の間に決済日を迎えるすべての受けポジションを決済するために義務付け調達を行うと仮定した場合に発生する義務付け調達コスト相当額の合計金額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者の信用状況に応じた当初証拠金の割増しの具体的な水準について、別添のとおりとする。 フェイルチャージに係る想定損失額については、清算参加者破綻時のフェイルチャージの取扱いについて別途検討のうえ、その結果を踏まえて対応要否を再検討する。 																					
(6) 緊急当初証拠金	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債先物取引（中心限月）の午前立会終了時の約定値段と前日午後立会終了時の約定値段との差が発動基準値を超えた場合に発動する。 緊急当初証拠金の発動基準値、預託時限及び緊急当初証拠金所要額の取扱いは、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="379 1365 1089 1890"> <thead> <tr> <th>発動基準値</th> <th>預託時限</th> <th>緊急当初証拠金所要額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時価変動リスクファクター設定値（利付7-10年ゾーン）の小数点以下第3位を四捨五入し0.05刻みで切捨てた数値</td> <td rowspan="2">午後3時30分</td> <td>発動日前日に算出された当初証拠金基礎所要額の1.3倍</td> </tr> <tr> <td>上記の数値を1.3倍し0.05刻みで切捨てた数値</td> <td>発動日前日に算出された当初証拠金基礎所要額の1.6倍</td> </tr> </tbody> </table>	発動基準値	預託時限	緊急当初証拠金所要額	時価変動リスクファクター設定値（利付7-10年ゾーン）の小数点以下第3位を四捨五入し0.05刻みで切捨てた数値	午後3時30分	発動日前日に算出された当初証拠金基礎所要額の1.3倍	上記の数値を1.3倍し0.05刻みで切捨てた数値	発動日前日に算出された当初証拠金基礎所要額の1.6倍	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり。 緊急当初証拠金の発動基準値、預託時限及び緊急当初証拠金所要額の取扱いは、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1305 1365 2169 1890"> <thead> <tr> <th>発動基準値</th> <th>預託時限</th> <th>緊急当初証拠金所要額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">時価変動リスクファクター設定値（利付7-10年ゾーン）の小数点以下第3位を四捨五入し0.05刻みで切捨てた数値</td> <td>午後2時</td> <td>発動日に算出された2回目の当初証拠金基礎所要額の1.3倍</td> </tr> <tr> <td>午後5時</td> <td>発動日に算出された3回目の当初証拠金基礎所要額の1.3倍</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記の数値を1.3倍し0.05刻みで切捨てた数値</td> <td>午後2時</td> <td>発動日に算出された2回目の当初証拠金基礎所要額の1.6倍</td> </tr> <tr> <td>午後5時</td> <td>発動日に算出された3回目の当初証拠金基礎所要額の1.6倍</td> </tr> </tbody> </table>	発動基準値	預託時限	緊急当初証拠金所要額	時価変動リスクファクター設定値（利付7-10年ゾーン）の小数点以下第3位を四捨五入し0.05刻みで切捨てた数値	午後2時	発動日に算出された2回目の当初証拠金基礎所要額の1.3倍	午後5時	発動日に算出された3回目の当初証拠金基礎所要額の1.3倍	上記の数値を1.3倍し0.05刻みで切捨てた数値	午後2時	発動日に算出された2回目の当初証拠金基礎所要額の1.6倍	午後5時	発動日に算出された3回目の当初証拠金基礎所要額の1.6倍	
発動基準値	預託時限	緊急当初証拠金所要額																						
時価変動リスクファクター設定値（利付7-10年ゾーン）の小数点以下第3位を四捨五入し0.05刻みで切捨てた数値	午後3時30分	発動日前日に算出された当初証拠金基礎所要額の1.3倍																						
上記の数値を1.3倍し0.05刻みで切捨てた数値		発動日前日に算出された当初証拠金基礎所要額の1.6倍																						
発動基準値	預託時限	緊急当初証拠金所要額																						
時価変動リスクファクター設定値（利付7-10年ゾーン）の小数点以下第3位を四捨五入し0.05刻みで切捨てた数値	午後2時	発動日に算出された2回目の当初証拠金基礎所要額の1.3倍																						
	午後5時	発動日に算出された3回目の当初証拠金基礎所要額の1.3倍																						
上記の数値を1.3倍し0.05刻みで切捨てた数値	午後2時	発動日に算出された2回目の当初証拠金基礎所要額の1.6倍																						
	午後5時	発動日に算出された3回目の当初証拠金基礎所要額の1.6倍																						

	(参考) 現行	変更後	備考
4. 清算基金所要額	<ul style="list-style-type: none"> 清算基金所要額は、清算基金基礎所要額と1億円のいずれか大きい額とする。 清算基金基礎所要額は、清算基金算出日における担保超過リスク額が上位である清算参加者2社の担保超過リスク額の合計額を、当該算出日の各清算参加者の当初証拠金基礎所要額に応じて按分した額とする。 担保超過リスク額は、4.(2)で規定するストレス時リスク相当額から清算基金算出日前日の当初証拠金所要額を差し引いた額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり。 清算基金基礎所要額は、清算基金算出日における担保超過リスク額が上位である清算参加者2社の担保超過リスク額の合計額を、当該算出日の各清算参加者の<u>1回目の所要額算出における</u>当初証拠金基礎所要額に応じて按分した額とする。 現行どおり。 	
(1) 算出時点及び預託時限	<ul style="list-style-type: none"> 清算基金所要額の算出時点及び預託時限は、次のとおりとする。 算出時点：午後6時30分 預託時限：翌日午前11時 	<ul style="list-style-type: none"> 清算基金所要額の算出時点及び預託時限は、次のとおりとする。 算出時点：午後6時30分 預託時限：<u>翌日午前10時</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金の預託時限の変更に伴う措置。
(2) ストレス時リスク相当額	<ul style="list-style-type: none"> ストレス時リスク相当額は、過去の利回り曲線の変動データから主成分分析の手法により抽出した利回り曲線変動の主要な構成要素と市場の過去最も激しい変動の組合せ等により生成した12通りのストレスシナリオにおいて想定される最大の損失額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ストレス時リスク相当額は、過去の利回り曲線の変動データから主成分分析の手法により抽出した利回り曲線変動の主要な構成要素と市場の過去最も激しい変動の組合せ等により生成した12通りのストレスシナリオにおいて想定される最大の損失額に、<u>フェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額を加算した金額</u>とする。 	<ul style="list-style-type: none"> フェイルチャージに係る想定損失額については、清算参加者破綻時のフェイルチャージの取扱いについて別途検討のうえ、その結果を踏まえて対応要否を再検討する。
5. その他			
(1) FOS 決済	<ul style="list-style-type: none"> 現行のFOS決済について、支払方清算参加者は、午前10時までに当社に金銭を支払い、受領方清算参加者は午前11時以降当社から金銭を受領する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のFOS決済について、支払方清算参加者は、午前10時までに当社に金銭を支払い、受領方清算参加者は<u>午前10時30分以降</u>当社から金銭を受領する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金及び清算基金の預託時限の変更に伴う措置。

以上

信用状況に応じた当初証拠金の割増しに関する具体的な水準について

※ 下線部分が現行からの変更箇所

当初証拠金の割増し等が適用となる信用状況の水準	具体的な割増額
○格付（※1、2）のすべてがA-格未満相当の信用力と判断される場合（※3）	当初証拠金所要額の10%とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の10%のいずれか大きい額（※6、7）
○格付（※1、2）のすべてがBBB+格未満相当の信用力と判断される場合（※3）	当初証拠金所要額の50%とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の50%のいずれか大きい額（※6、7）
○格付（※1、2）のすべてがBBB格未満相当の信用力と判断される場合（※3）	当初証拠金所要額の100%とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の100%のいずれか大きい額（※6、7）
○格付（※1、2）のいずれかがA-格未満相当の信用力と判断され、かつ、自己資本規制比率等が一定比率（自己資本規制比率は250%、自己資本比率は国際基準10%・国内基準5%、ソルベンシー・マージン比率は500%）を下回っている場合（※3、4、5）	当初証拠金所要額の10%とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の10%のいずれか大きい額（※6、7）
○格付（※1、2）のいずれかがBBB+格未満相当の信用力と判断され、かつ、自己資本規制比率等が一定比率（自己資本規制比率は250%、自己資本比率は国際基準10%・国内基準5%、ソルベンシー・マージン比率は500%）を下回っている場合（※3、4、5）	当初証拠金所要額の50%とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の50%のいずれか大きい額（※6、7）
○格付（※1、2）のいずれかがBBB格未満相当の信用力と判断され、かつ、自己資本規制比率等が一定比率（自己資本規制比率は250%、自己資本比率は国際基準10%・国内基準5%、ソルベンシー・マージン比率は500%）を下回っている場合（※3、4、5）	当初証拠金所要額の100%とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の100%のいずれか大きい額（※6、7）

（※1）清算参加者が格付を有していない場合には、親会社等の格付とする（清算参加者と親会社等のいずれも格付を有していない場合はグループ会社等の格付とする）が、その場合の適用の判断は、1ノッチ上の基準による。

（※2）格付については、金融商品取引法上の「信用格付業者」（金融商品取引法第2条第36項。現時点においては株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社、ムーディーズSFジャパン株式会社、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社、株式会社格付投資情報センター、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社及び日本スタンダード&プアーズ株式会社が該当。）及びその特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項）が付与する長期の債務を履行する能力に係る格付（いわゆる勝手格付を除く。）を使用することとする。

（※3）それぞれ、格付による基準のほか、当該清算参加者の社債やCDSのスプレッド、株価等のマーケット情報について、上記格付の要素を満たす企業との比較や、直近における急激な変動の有無といった点等を、また、手元流動性等の財務情報について極端な減少等がないかといった点、参加者のポジションの状況等を、それぞれ判断要素として加味したうえ、総合的に信用力の判断を行う。

(※4) 証券金融会社又は短資会社にあつてはこれに準ずる場合となつたとき同様の措置を講じる。

(※5) 特別金融商品取引業者にあつては自己資本規制比率又は連結自己資本規制比率により判定する。

(※6) フェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額とは、当初証拠金所要額算出日の翌日から3営業日の間に決済を迎えるすべての渡しポジションが当該3営業日継続してフェイルしたと仮定した場合に発生するフェイルチャージ相当額及び当初証拠金所要額算出日の翌日から3営業日の間に決済を迎えるすべての受けポジションを決済するために義務付け調達を行うと仮定した場合に発生する義務付け調達コスト相当額の合計金額とする。

(※7) 具体的な割増額については、当該割増額を上限として、参加者の手元流動性等の財務状況やポジションの状況等を踏まえ、決定する。

決済期間の短縮化後の手数料について

	(参考) 現行の手数料	決済期間短縮化後の手数料	備考																																																														
1. 口座管理手数料	1 ネットティング口座あたり月額：50万円 ※2以上のネットティング口座を開設する場合には、2口座目以降は1ネットティング口座あたり20万円	1 ネットティング口座あたり月額：180万円 ※2以上のネットティング口座を開設する場合には、2口座目以降は1ネットティング口座あたり10万円																																																															
2. 債務引受手数料	<p>(1) 国債証券の売買 債務引受金額（売買決済日に授受する金銭をいう。）に、次のa及びbに掲げる国債証券ごとに定める率を乗じた金額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. 国庫短期証券</td> <td>万分の0.0005</td> </tr> <tr> <td>b. a. に掲げるもの以外の国債証券</td> <td>万分の0.002</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 現金担保付債券貸借取引・現先取引 債務引受金額（エンド受渡金額をいう。）に、次のa及びbに掲げる取引ごとに定める率を乗じた金額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. オーバーナイト取引</td> <td>万分の0.0001に 貸借期間・取引期間の 日数を乗じた率</td> </tr> <tr> <td>b. a. に掲げるもの以外の取引</td> <td>万分の0.001</td> </tr> </tbody> </table>		料率	a. 国庫短期証券	万分の0.0005	b. a. に掲げるもの以外の国債証券	万分の0.002		料率	a. オーバーナイト取引	万分の0.0001に 貸借期間・取引期間の 日数を乗じた率	b. a. に掲げるもの以外の取引	万分の0.001	<p>(1) 国債証券の売買 債務引受金額（売買決済日に授受する金銭をいう。）に、次のa. 及びb. に掲げる国債証券ごとに定める率を乗じた金額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>債務引受金額</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">a. 国庫短期証券</td> <td>月間2,000億円以下</td> <td>万分の0.002</td> </tr> <tr> <td>月間2,000億円を超え4,000億円以下</td> <td>万分の0.0015</td> </tr> <tr> <td>月間4,000億円を超え1兆円以下</td> <td>万分の0.001</td> </tr> <tr> <td>月間1兆円を超え3兆円以下</td> <td>万分の0.00075</td> </tr> <tr> <td>月間3兆円超</td> <td>万分の0.0003</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">b. a. に掲げるもの以外の国債証券</td> <td>月間1兆円以下</td> <td>万分の0.004</td> </tr> <tr> <td>月間1兆円を超え2兆円以下</td> <td>万分の0.003</td> </tr> <tr> <td>月間2兆円を超え4兆円以下</td> <td>万分の0.002</td> </tr> <tr> <td>月間4兆円を超え7兆円以下</td> <td>万分の0.0015</td> </tr> <tr> <td>月間7兆円超</td> <td>万分の0.0006</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 現金担保付債券貸借取引・現先取引 債務引受金額（エンド受渡金額をいう。）に、次のa. 及びb. に掲げる取引ごとに定める率を乗じた金額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>債務引受金額</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">a. オーバーナイト取引</td> <td>月間20兆円以下</td> <td>万分の0.0003</td> </tr> <tr> <td>月間20兆円を超え30兆円以下</td> <td>万分の0.00018</td> </tr> <tr> <td>月間30兆円を超え50兆円以下</td> <td>万分の0.00009</td> </tr> <tr> <td>月間50兆円を超え100兆円以下</td> <td>万分の0.00006</td> </tr> <tr> <td>月間100兆円超</td> <td>万分の0.00003</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">b. a. に掲げるもの以外の取引</td> <td>月間1兆5,000億円以下</td> <td>万分の0.003</td> </tr> <tr> <td>月間1兆5,000億円を超え2兆5,000億円以下</td> <td>万分の0.0018</td> </tr> <tr> <td>月間2兆5,000億円を超え5兆円以下</td> <td>万分の0.0009</td> </tr> <tr> <td>月間5兆円を超え10兆円以下</td> <td>万分の0.0006</td> </tr> <tr> <td>月間10兆円超</td> <td>万分の0.0003</td> </tr> </tbody> </table> <p>※オーバーナイト取引については債務引受金額に貸借期間・取引期間の日数を乗じた金額</p>		債務引受金額	料率	a. 国庫短期証券	月間2,000億円以下	万分の0.002	月間2,000億円を超え4,000億円以下	万分の0.0015	月間4,000億円を超え1兆円以下	万分の0.001	月間1兆円を超え3兆円以下	万分の0.00075	月間3兆円超	万分の0.0003	b. a. に掲げるもの以外の国債証券	月間1兆円以下	万分の0.004	月間1兆円を超え2兆円以下	万分の0.003	月間2兆円を超え4兆円以下	万分の0.002	月間4兆円を超え7兆円以下	万分の0.0015	月間7兆円超	万分の0.0006		債務引受金額	料率	a. オーバーナイト取引	月間20兆円以下	万分の0.0003	月間20兆円を超え30兆円以下	万分の0.00018	月間30兆円を超え50兆円以下	万分の0.00009	月間50兆円を超え100兆円以下	万分の0.00006	月間100兆円超	万分の0.00003	b. a. に掲げるもの以外の取引	月間1兆5,000億円以下	万分の0.003	月間1兆5,000億円を超え2兆5,000億円以下	万分の0.0018	月間2兆5,000億円を超え5兆円以下	万分の0.0009	月間5兆円を超え10兆円以下	万分の0.0006	月間10兆円超	万分の0.0003	
	料率																																																																
a. 国庫短期証券	万分の0.0005																																																																
b. a. に掲げるもの以外の国債証券	万分の0.002																																																																
	料率																																																																
a. オーバーナイト取引	万分の0.0001に 貸借期間・取引期間の 日数を乗じた率																																																																
b. a. に掲げるもの以外の取引	万分の0.001																																																																
	債務引受金額	料率																																																															
a. 国庫短期証券	月間2,000億円以下	万分の0.002																																																															
	月間2,000億円を超え4,000億円以下	万分の0.0015																																																															
	月間4,000億円を超え1兆円以下	万分の0.001																																																															
	月間1兆円を超え3兆円以下	万分の0.00075																																																															
	月間3兆円超	万分の0.0003																																																															
b. a. に掲げるもの以外の国債証券	月間1兆円以下	万分の0.004																																																															
	月間1兆円を超え2兆円以下	万分の0.003																																																															
	月間2兆円を超え4兆円以下	万分の0.002																																																															
	月間4兆円を超え7兆円以下	万分の0.0015																																																															
	月間7兆円超	万分の0.0006																																																															
	債務引受金額	料率																																																															
a. オーバーナイト取引	月間20兆円以下	万分の0.0003																																																															
	月間20兆円を超え30兆円以下	万分の0.00018																																																															
	月間30兆円を超え50兆円以下	万分の0.00009																																																															
	月間50兆円を超え100兆円以下	万分の0.00006																																																															
	月間100兆円超	万分の0.00003																																																															
b. a. に掲げるもの以外の取引	月間1兆5,000億円以下	万分の0.003																																																															
	月間1兆5,000億円を超え2兆5,000億円以下	万分の0.0018																																																															
	月間2兆5,000億円を超え5兆円以下	万分の0.0009																																																															
	月間5兆円を超え10兆円以下	万分の0.0006																																																															
	月間10兆円超	万分の0.0003																																																															

	(参考) 現行の手数料	決済期間短縮化後の手数料	備考												
3. 銘柄割当手数料		<p>(1) 銘柄割当てごとの銘柄割当手数料 銘柄割当ての対象となるスタート/Rewind 債務^{※1}に係る受渡金額^{※2}に、次に定める率を乗じた金額</p> <table border="1" data-bbox="1139 327 2347 606"> <thead> <tr> <th>銘柄割当ての対象となるスタート/Rewind 債務に係る受渡金額</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月間 5,000 億円以下</td> <td>万分の 0.0036</td> </tr> <tr> <td>月間 5,000 億円を超え 2兆 5,000 億円以下</td> <td>万分の 0.0032</td> </tr> <tr> <td>月間 2兆 5,000 億円を超え 10兆円以下</td> <td>万分の 0.0028</td> </tr> <tr> <td>月間 10兆円を超え 15兆円以下</td> <td>万分の 0.0018</td> </tr> <tr> <td>月間 15兆円超</td> <td>万分の 0.0005</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 前回の銘柄割当てからの繰越分を含む。 ※2 バスケットネットティングの結果が国債の渡方となる清算参加者に限る。</p> <p>(2) 超過割当手数料 銘柄後決めレポ取引の 3 回目の銘柄割当てにおいて国債渡方の割当可能数量が不足した場合における当社による割当可能残高通知の範囲外の銘柄割当てが行われた件数に 5 万円を乗じた金額。</p>	銘柄割当ての対象となるスタート/Rewind 債務に係る受渡金額	料率	月間 5,000 億円以下	万分の 0.0036	月間 5,000 億円を超え 2兆 5,000 億円以下	万分の 0.0032	月間 2兆 5,000 億円を超え 10兆円以下	万分の 0.0028	月間 10兆円を超え 15兆円以下	万分の 0.0018	月間 15兆円超	万分の 0.0005	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄後決めレポ取引の取扱いによる新規の項目 (2) については、当面の間は適用しないこととし、銘柄後決めレポ取引の清算業務開始から一定期間（半年程度）経過後に、適用の要否及び手数料水準について、改めて検討を行う。
銘柄割当ての対象となるスタート/Rewind 債務に係る受渡金額	料率														
月間 5,000 億円以下	万分の 0.0036														
月間 5,000 億円を超え 2兆 5,000 億円以下	万分の 0.0032														
月間 2兆 5,000 億円を超え 10兆円以下	万分の 0.0028														
月間 10兆円を超え 15兆円以下	万分の 0.0018														
月間 15兆円超	万分の 0.0005														
4. 残高管理手数料	<p>決済日等ごとの残高管理手数料 ＝決済日等を同一とする各清算参加者と当社との間の金銭決済債務（決済日等が計算日から起算して 2 日目以降のものに限る。）の額の合計額 × 次の営業日の前日までの日数 ÷ 365 × 万分の 0.09</p>	<p>残高管理手数料 ＝計算日ごとの対象金額の月間合計額 × 次に定める料率（計算日ごとの対象金額＝決済日等を同一とする各清算参加者と当社との間の金銭決済債務（決済日等が計算日から起算して 2 日目以降のものに限る。）の額の合計額 × 次の営業日の前日までの日数 ÷ 365）</p> <table border="1" data-bbox="1139 1226 2347 1413"> <thead> <tr> <th>対象金額</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月間 2,000 億円以下</td> <td>万分の 0.033</td> </tr> <tr> <td>月間 2,000 億円を超え 3,000 億円以下</td> <td>万分の 0.031</td> </tr> <tr> <td>月間 3,000 億円超</td> <td>万分の 0.029</td> </tr> </tbody> </table>	対象金額	料率	月間 2,000 億円以下	万分の 0.033	月間 2,000 億円を超え 3,000 億円以下	万分の 0.031	月間 3,000 億円超	万分の 0.029					
対象金額	料率														
月間 2,000 億円以下	万分の 0.033														
月間 2,000 億円を超え 3,000 億円以下	万分の 0.031														
月間 3,000 億円超	万分の 0.029														
5. 期日管理手数料	<p>決済日等（売買決済日又はエンド決済日）ごとの期日管理手数料 ＝決済日等を同一とする各清算参加者からその日に引き受けた債務に係る清算対象取引における取引金額（売買については売買金額、現金担保付貸借取引・現先取引についてはエンド受渡金額）の合計額 × 決済日等までの超過日数[*] ÷ 365 × 万分の 0.015</p> <p>[*] 計算日から起算して 3 日目の日の翌日から決済日等までの日数。</p>	<p>決済日等（売買決済日又はエンド決済日）ごとの期日管理手数料 ＝決済日等を同一とする各清算参加者からその日に引き受けた債務に係る清算対象取引における取引金額（売買については売買金額、現金担保付貸借取引・現先取引についてはエンド受渡金額）の合計額 × 決済日等までの超過日数[*] ÷ 365 × 万分の 0.015</p> <p>[*] 計算日から起算して 2 日目の日の翌日から決済日等までの日数。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 下線部は、決済期間短縮化によるレギュラー受渡日の変更に伴う変更部分。 												

	(参考) 現行の手数料	決済期間短縮化後の手数料	備考						
6. DVP決済手数料	DVP決済に係る国債証券の口座振替1件あたり 200円	DVP決済に係る国債証券の口座振替1件あたり150円							
7. 担保管理事務手数料	当初証拠金及び清算基金の返還に係る口座振替1件あたり200円	当初証拠金及び清算基金の返還に係る口座振替1件あたり200円							
8. WEB端末利用手数料	1ユーザーIDあたり月額：1万円	1ユーザーIDあたり月額：1万円							
9. 証明書発行手数料	当初証拠金残高証明書等1通につき3,000円	当初証拠金残高証明書等1通につき3,000円							
10. 手数料の限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 自社清算参加者</td> <td>月額500万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 他社清算参加者</td> <td>月額500万円に有価証券等清算取次ぎに係る債務引受手数料を加算した額を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>		限度額	(1) 自社清算参加者	月額500万円	(2) 他社清算参加者	月額500万円に有価証券等清算取次ぎに係る債務引受手数料を加算した額を上限とする。	(廃止)	
	限度額								
(1) 自社清算参加者	月額500万円								
(2) 他社清算参加者	月額500万円に有価証券等清算取次ぎに係る債務引受手数料を加算した額を上限とする。								

以上

銘柄後決めレポ取引の概要

■ 現行のレポ取引（銘柄先決めレポ取引）が、約定時点で銘柄及び受渡金額を決めるのに対して、銘柄後決めレポ取引は、約定時点では資金の受渡金額及びバスケット（複数の銘柄の集合体）のみを決め、その後、第三者機関が、スタート決済の直前に国債の渡方の在庫から個別銘柄の割当てを行う取引手法

■ 銘柄先決めレポ取引と銘柄後決め取引の主な相違点

	銘柄先決めレポ取引	銘柄後決めレポ取引
約定時点の銘柄	個別銘柄	バスケット（個別銘柄は後刻決定）
受渡金額の決定方法	約定した個別銘柄の数量及び時価から算出	約定時点において当事者間で合意
銘柄割当ての主体	国債の渡方となる取引当事者	第三者機関（J S C C）
日本銀行への決済指図の送信主体	国債の渡方となる取引当事者	第三者機関（J S C C）

